

## 情報通信行政・郵政行政審議会 分科会・部会活動報告

### 1. 開催状況

会議の開催状況(平成 23 年 4 月～平成 25 年 4 月)は以下のとおり

- (1) 郵政行政分科会 : 15 回開催(第 13 回～第 27 回)
- (2) 電気通信事業部会 : 17 回開催(第 28 回～第 44 回)

### 2. 審議状況

#### (1) 郵政行政分科会

- ① 取りまとめた答申 : 32 件 (案件一覧: 別添 1)
- ② 主な案件
  - (ア) 郵便約款及び郵便業務管理規程の認可
  - (イ) 特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可
  - (ウ) 国際ボランティア貯金寄附金配分等の認可
  - (エ) 寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

#### (2) 電気通信事業部会

- ① 取りまとめた答申 : 24 件 (案件一覧: 別添 2)
- ② 主な案件
  - (ア) 事業用電気通信設備規則等の一部改正について
  - (イ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について
    - ・ 実際費用方式に基づく平成 24、25 年度の接続料等の改定
    - ・ 加入光ファイバに係る平成 24、25 年度の接続料の改定
    - ・ 次世代ネットワークに係る平成 24、25 年度の接続料の改定
    - ・ 長期増分費用方式に基づく平成 24、25 年度の接続料等の改定等
  - (ウ) 電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について

**郵政行政分科会の答申案件一覧** 計 32 件

答申年月日	審 議 事 項
平成 23 年 5 月 26 日 (第 14 回)	<p>平成 23 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可</p> <p>[概要] 平成 23 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額等についての認可に係るもの。本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災者支援にも寄附金を配分することとして追加公募した分の配分についても審議された。</p>
平成 23 年 7 月 14 日 (第 15 回) (文書審議)	<p>郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の地方公共団体貸付に関する省令改正</p> <p>[概要] 被災した地方公共団体からの要望等を踏まえ、東日本大震災のようなやむを得ない理由がある場合に例外を認めるもの。</p>
平成 23 年 7 月 26 日 (第 16 回)	<p>特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可</p> <p>[概要] テイケイ株式会社ほか 4 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びにインターナショナルエクスプレス株式会社に係る事業計画及び信書便約款の変更の認可並びに有限会社真田運送ほか 1 者に係る信書便管理規程の変更の認可に係るもの。</p>
平成 23 年 9 月 26 日 (第 17 回) (文書審議)	<p>郵便約款の変更の認可</p> <p>[概要] 平成 23 年 1 月 1 日に通常郵便に関する施行規則の一部改正が施行されたこと及び平成 23 年 10 月 1 日に万国郵便条約の一部改正が発効することを受けて、国際郵便約款の関係規定について所要の規定の整備を行うもの。</p>
平成 23 年 10 月 27 日 (第 18 回)	<p>特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可</p> <p>[概要] 群馬総合ガードシステム株式会社ほか 7 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可に係るもの。</p>
平成 23 年 12 月 1 日 (第 19 回)	<p>特殊切手「東日本大震災寄附金付」等に付加された寄附金の配分団体等の認可</p> <p>[概要] 特殊切手「東日本大震災寄附金付」等に付加された寄附金の配分団体及び配分額等についての認可に係るもの。</p>

平成 24 年 2 月 28 日 (第 20 回)	<b>国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可</b>
	[概要] 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した国際ボランティア貯金の寄附金の未配分原資に係る平成 23 年度配分の認可に係るもの。
	<b>郵便約款の変更の認可（過払料金の現金による返還の条件の変更）</b>
	[概要] 郵便切手により郵便料金が支払われた場合で、過払いがあった際、過払額にかかわらず、現金、郵便切手、葉書等のいずれでの返還にも応じていたものを、過払額が一定額以上の場合は現金では返還しないこととする郵便約款改正の認可に係るもの。
平成 24 年 3 月 29 日 (第 21 回)	<b>特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可</b>
	[概要] ALSOK岩手株式会社ほか 16 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可に係るもの。
平成 24 年 4 月 26 日 (第 22 回)	<b>平成 24 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可</b>
	[概要] 平成 24 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額等についての認可に係るもの。東日本大震災の被災者支援のためのものも含まれている。
平成 24 年 7 月 10 日 (第 23 回)	<b>特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可</b>
	[概要] 北東北福山通運株式会社ほか 3 者に係る特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可に係るもの。
平成 24 年 7 月 10 日 (第 23 回)	<b>特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可</b>
	[概要] 有限会社橋川商会ほか 5 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに株式会社ヒューモニーほか 2 者に係る事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可に係るもの。
平成 24 年 8 月 1 日 (第 24 回) (文書審議)	<b>郵便約款の認可（郵政民営化法改正に伴う郵便約款の制定）</b>
	[概要] 郵政民営化法等の一部改正により郵便事業株式会社と郵便局株式会社が合併し、日本郵便株式会社となることに伴い、郵便約款を新たに制定

	<p>するもの。</p> <p><b>郵便業務管理規程の認可（郵政民営化法改正に伴う郵便業務管理規程の制定）</b></p> <p>[概要]</p> <p>郵政民営化法等の一部改正により郵便事業株式会社と郵便局株式会社が合併し、日本郵便株式会社となることに伴い、郵便業務管理規程を新たに制定するもの。</p>
平成 24 年 10 月 26 日 (第 25 回)	<p><b>特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可</b></p> <p>[概要]</p> <p>かもめガスネット・サービス株式会社ほか 3 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに有限会社ミトクほか 3 者に係る事業計画等の変更の認可に係るもの。</p>
平成 25 年 2 月 21 日 (第 26 回)	<p><b>国際ボランティア貯金に係る寄附金配分等の認可</b></p> <p>[概要]</p> <p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した国際ボランティア貯金の寄附金の未配分原資に係る平成 24 年度配分の認可に係るもの。</p> <p><b>特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可</b></p> <p>[概要]</p> <p>システム輸送株式会社ほか 12 者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに株式会社日立アーバンインベストメントほか 1 者に係る事業計画等の変更の認可に係るもの。</p>
平成 25 年 3 月 28 日 (第 27 回)	<p><b>平成 25 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可</b></p> <p>[概要]</p> <p>平成 25 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額等についての認可に係るもの。東日本大震災の被災者支援のためのものも含まれている。</p>

**電気通信事業部会の答申案件一覧** 計 24 件

答申年月日	審 議 事 項
平成 23 年 9 月 30 日 (第 30 回)	<p>電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正について</p> <p>[概要]</p> <p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律による電気通信事業法の改正に伴い、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置の内容、並びに当該体制整備及び子会社監督の規定を遵守するために講じた措置等について報告すべき事項を定めるため、電気通信事業法施行規則の改正を行うもの。</p>
平成 23 年 11 月 29 日 (第 31 回)	<p>電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について</p> <p>[概要]</p> <p>ユニバーサルサービス制度に基づく N T T 東西に対する交付金の額及び交付方法の認可並びに各接続事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可に係るもの。</p>
平成 24 年 1 月 23 日 (第 32 回)	<p>接続料規則の一部改正について</p> <p>[概要]</p> <p>長期増分費用方式に基づく平成 24 年度の接続料の算定に用いる入力値の更新を行うための接続料規則の一部改正に係るもの。</p>
平成 24 年 3 月 29 日 (第 34 回)	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバ接続料の算定に関する検討）について</p> <p>[概要]</p> <p>平成 23 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申において、諮問の対象となっていた分岐単位接続料の設定の適否について、「今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、平成 24 年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする。」とされたことを踏まえ、検討が行われたもの。</p> <p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 24 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について</p> <p>[概要]</p>

	<p>平成23年度から平成25年度までの3年間を算定期間として将来原価方式により算定されている加入光ファイバ（光信号端末回線伝送機能等）の接続料についての、平成24年度の接続料の改定（補正）に係るもの。</p> <p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について</b></p> <p>[概要]</p> <p>専用線等の実際費用方式を適用する平成24年度の接続料及びその他手続費等の改定に係るもの。</p> <p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について</b></p> <p>[概要]</p> <p>NTT東西のNGNに係る次の4つの機能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>② 閉門交換機接続ルーティング伝送機能</li> <li>③ 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>④ イーサネットフレーム伝送機能</li> </ol> <p>についての、将来原価方式に基づく平成24年度の接続料の改定に係るもの。</p> <p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について</b></p> <p>[概要]</p> <p>接続料規則の一部を改正する省令の公布・一部施行を受けた、長期増分費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定に係るもの。</p>
平成24年5月29日 (第35回)	<p><b>電気通信事業法施行規則の一部改正について</b></p> <p>[概要]</p> <p>第二種指定電気通信設備の指定に係る基準値を変更するための、電気通信事業法施行規則の一部の改正に係るもの。</p> <p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について</b></p> <p>[概要]</p> <p>NTT東西の提供する特定電気通信役務について、平成24年10月から平成25年9月末までの間適用される基準料金指数の設定に係るもの。</p> <p><b>電気通信番号規則の一部改正について</b></p> <p>[概要]</p> <p>一の電気通信事業者の網を介したNTT東西の第一種指定電気通信設備との間接続を可能とする電気通信番号の指定要件の緩和に係る規</p>

	定の整備に係るもの。
	<b>事業用電気通信設備規則等の一部改正について</b>
	[概要] 東日本大震災により、通信インフラにおいて広範囲にわたり輻輳や途絶等の問題が生じたこと等を踏まえ、事業用電気通信設備の安全・信頼性の向上を目的とし、所要の制度整備を行うもの。
平成 24 年 9 月 4 日 (第 37 回)	<b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定)について</b>
	[概要] 平成 24 年 3 月の当部会において、加入光ファイバ接続料に係る「分岐単位接続料設定の適否」について、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当としたことを踏まえた、エントリーメニューの導入を行うための、接続約款の変更に係る認可申請に係るもの。
平成 24 年 10 月 26 日 (第 39 回)	<b>電気通信番号規則の一部改正について</b>
	[概要] 携帯電話に指定している 080/090 番号の不足が予想されることから、新たに 070 番号を指定可能とする規定の整備に係るもの。
平成 24 年 11 月 27 日 (第 40 回)	<b>電気通信事業法第 34 条第 1 項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定について</b>
	[概要] 平成 24 年 6 月の「電気通信事業法施行規則」の一部改正に伴い、ソフトバンクモバイル株式会社について、その設置する移動体通信設備の一部を第二種指定電気通信設備として指定するもの。
	<b>電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について</b>
	[概要] ユニバーサルサービス制度に基づく NTT 東西に対する交付金の額及び交付方法の認可並びに各接続事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可に係るもの。
平成 24 年 12 月 18 日 (第 41 回)	<b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNのIPv6インターネット接続における接続事業者数の拡大)について</b>
	[概要]

	<p>NGN の IPv6 インターネット接続において、新たな技術的措置を実施したことにより、IPoE（ネイティブ）接続事業者の最大数の増加が可能となったことから、NGN の IPv6 インターネット接続における IPoE 接続事業者数の拡大のための接続約款変更の認可申請が行われたもの。</p> <p><b>接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について</b></p> <p>[概要]</p> <p>平成 24 年 9 月 25 日に情報通信審議会より答申がなされた「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」を受けて、関連規定の整備を行うもの。</p>
<p>平成 25 年 1 月 29 日 (第 42 回)</p>	<p><b>端末設備等規則等の一部改正について</b></p> <p>[概要]</p> <p>端末設備等規則に「IP 移動電話端末」の技術基準を追加することにより、今後、実用化が予想される LTE 網上で音声通信を行う VoLTE(ボルテ)方式の端末等の制度整備を行うと共に、その他所要の規定の整備を行うもの。</p>
<p>平成 25 年 2 月 13 日 (第 43 回)</p>	<p><b>事業用電気通信設備規則の一部改正について</b></p> <p>[概要]</p> <p>スマートフォンの急激な普及により、一部の携帯電話事業者において通信障害が複数発生したことを踏まえ、携帯電話用設備等の安全・信頼性の向上を目的とし、所要の制度整備を行うもの。</p>
<p>平成 25 年 3 月 29 日 (第 44 回)</p>	<p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成 25 年度の接続料等の改定)について</b></p> <p>[概要]</p> <p>実際費用方式を用いて算定される ADSL 等向けの電話線、いわゆるドライカップ等の平成 25 年度の接続料及びその他手続費等の改定を行うもの。</p> <p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 25 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))について</b></p> <p>[概要]</p> <p>平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間を算定期間として将来原価方式により算定されている加入光ファイバ(光信号端末回線伝送機能等)の接続料について、平成 25 年度の接続料の改定(補正)を行うもの。</p> <p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 25 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)について</b></p> <p>[概要]</p>

	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のひかり電話などと接続をするための平成 25 年度の接続料の改定を行うもの。</p>
	<p><b>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 25 年度の接続料等の改定）について</b></p>
	<p>[概要]</p> <p>接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布・一部施行を受けた、長期増分費用方式に基づく平成 25 年度の接続料等の改定に係るもの。</p>